

一般社団法人北陸自動車無線協会定款

第一章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人北陸自動車無線協会(以下「本協会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を石川県金沢市に置く。

第二章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本協会は、一般乗用旅客自動車無線(一般乗用旅客自動車の運行に使用する無線局をいう。以下同じ。以下「自動車無線」という。)の社会的ニーズに対応して能率的な利用と健全な発達を促進し、運送効率の向上と無線通信に関する秩序の確立に資するとともに、公衆の利便の向上を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 自動車無線及びこれを使用する一般乗用旅客自動車運送事業における技術、経営等の改善発達及び合理化を図るための調査、研究並びにこれらに関する会員の指導
 - (2) 電波法、道路運送法、その他移動体通信及び一般乗用旅客自動車運送事業に関する知識の普及啓発
 - (3) 自動車無線に関する関係行政機関及び関係団体との連絡調整及び協力並びに建議、請願等の処理
 - (4) その他本協会の事業達成のために必要な事業
- 2 前項の事業については、北陸三県(富山県、石川県、福井県)において行うものとする。

第三章 会 員

(構 成)

第5条 本協会の会員は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正 会 員 本協会の目的に賛同して入会した者
 - (2) 特別会員 総会又は理事会において推薦され本人が承諾した者
 - (3) 賛助会員 本協会の事業を賛助するため入会した者
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(入 会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定めるところにより申し込みを行い、その承認を受けなければならない。

- 2 団体たる会員にあっては、団体の代表者として本協会に対してその権利を行使する者（1人に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、理事会が別に定める届出書を会長に届け出るものとする。これを変更した場合も同様とする。

(会 費)

第7条 会員は、総会において別に定めるところにより、会費を納めなければならない。

- 2 本協会の運営上、特に必要のある場合は、総会の決議を経て臨時会費を徴収することができる。

(退 会)

第8条 本協会を退会しようとする者は、理事会の定めるところにより、その旨を届け出なければならない。

(除 名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において総正会員数の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の定款、規則又は総会の決議に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納し、催告に応じないとき。
- (5) 除名されたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が前条の規定により資格を喪失したときは、既納の会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第四章 総 会

(種 別)

第12条 本協会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 前項の通常総会をもって、法人法上の定時社員総会とする。

(構成)

第13条 総会は、第5条に定める正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 通常総会は、年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の決議をしたとき。
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、構成員に対し、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該総会において議長を選出する。

(定足数)

第18条 総会は、総正会員の過半数の出席により成立する。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、1正会員につき1個とする。

(決議)

第20条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正

会員の議決権の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第21条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前3条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印しなければならない。

第五章 役員等

(役員の設定)

第23条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以内
 - (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会において正会員（団体にあつては指定代表者）の中から選任する。ただし、理事のうち2名以内及び監事のうち1名を正会員以外の者から選任することができる。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、この定款及び総会の決議に基づき、本協会の職務を執行する。

- 2 会長は、本協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を分担執行する。
- 5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。この場合、当該理事及び監事に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第29条 役員には報酬を支給しない。ただし、常勤の理事及び特別会員の監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、総会の決議を経て、報酬として支給することができる。

(責任免除)

第30条 本協会は、法人法第111条第1項の賠償責任について同法に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。

(顧問及び相談役)

第31条 本協会に、顧問及び相談役を置くことができる。これらの役職は無給とする。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

- 3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ意見を述べ又は会議に出席して意見を述べるることができる。

第六章 理事会

(構成)

第32条 本協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する場合は、理事会の日時、場所、目的たる事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席により成立する。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決するものとする。

(全員同意による理事会の書面決議)

第38条 本協会は、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第七章 専門委員会

(専門委員会)

第40条 会長は、本協会の事業を推進するために必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、各種の専門委員会を設置することができる。

- 2 専門委員会の委員は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

- 3 専門委員会に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

第八章 財産及び会計

(事業年度)

第41条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。(財産の構成)

第42条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費及び入会金
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(財産の管理及び運用)

第43条 本協会の財産の管理及び運用は、理事会の決議に基づいて会長が行うものとする。

(事業計画及び予算等)

第44条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、当該年度が終了するまでの間、事務所に備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

第九章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第47条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分等)

第48条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

- 2 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益社団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第十章 事務局

(事務局)

第49条 本協会の事務を処理するため、事務局を設け、専務理事が統括する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長等の重要な職員は、理事会の決議を経て、会長がこれを任免する。
- 4 事務局運営及び職員に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第十一章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 本協会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第十二章 補 則

(細 則)

第51条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

(以下、省略)